

令和5年塩尻市議会 12月定例会

社会文教常任委員会会議録

○日 時 令和5年12月15日（金） 午前10時00分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第3号 塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例

議案第6号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

議案第7号 塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

議案第18号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第19号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○出席委員・議員

委員長	樋口 千代子 君	副委員長	山崎 油美子 君
委員	百瀬 友彦 君	委員	小松 勝子 君
委員	小口 直実 君	委員	平間 正治 君
委員	篠原 敏宏 君	委員	青柳 充茂 君
委員	牧野 直樹 君	議長	古畑 秀夫 君

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	山崎 浩明 君	事務局次長	宮原 勝広 君
事務局主事	清沢 光晴 君		

午前9時57分 開会

○委員長 おはようございます。ただいまから12月定例会社会文教常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から御挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 おはようございます。本日は大変お忙しい中、社会文教常任委員会を開催いただきまして、誠にありがとうございます。御提案を申し上げております議案につきまして、よろしく御審査を賜りますようお願いいたします。私からは以上です。

○委員長 ありがとうございます。次に、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。では、日程について、副委員長から説明いたします。

○副委員長 おはようございます。本日は各議案の審査を行い、委員会終了後、当委員会に係る協議会を開催いたします。以上です。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、一問一答方式による質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

議案第3号 塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例

○委員長 それでは、第3号塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○社会教育スポーツ課長 それでは、議案関係資料 27 ページをお願いいたします。議案第3号塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

1の提案理由につきましては、施設の利用促進及び運営の効率化並びに利用者へのサービス向上を図るため、民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度の導入につきまして、必要な改正をお願いするものです。

2の概要といたしまして、指定管理者が行う業務、利用料等を規定するものとなっております。

3の条例の新旧対照表につきましては、28ページをお願いいたします。左側の改正案、第3条から第6条を新たに規定し、第3条では、能力、技術及び実績を有する指定管理者に管理を行わせること。第4条では、指定管理者が行う業務として、1号は利用促進のための事業、2号につきましては利用許可、3号は施設、設備等の維持管理などを規定するもの。第5条、第6条につきましては、これまで施行規則で定めておりました休館日、利用時間を条例で定めるもので、現行の規則の内容を規定したものとなっております。

右側、現行欄、第3条以降につきましては、改正案で条文を追加したことによりまして、第7条からに変更するもの。また、現行の市長、教育委員会が行うと規定していたものを指定管理者が行うこと、使用と記載のあるものを利用に、それぞれ改正するものです。

30ページをお願いいたします。左側の欄の第10条ですが、利用料の規定においては、利用者が指定管理者に利用料を納入すること。第2項では、利用料は別表に掲げる額の範囲で市長の承認を得て定めること。第4項は、利用料は指定管理者の収入とすることなどを規定するものです。

続きまして、32ページをお願いいたします。利用料金につきましては、現行から見直しを行いまして、維持管理に要する費用を受益者負担といたしました。こちらの算出に当たりましては、コロナ禍前の宿泊者数から1人当たりのコストを算出しまして、これを基に、市内小中学生以上の者の宿泊料を3,000円とし、市内の小中学生はその半額、市外利用者は市内利用者の2倍に規定したものとなっております。その横、日帰り利用につきましては、それぞれ宿泊料金の2分の1としたものです。

続きまして、33 ページをお願いいたします。改正案の備考3号につきましては、市外宿泊者につきまして、繁忙期に3,000円を加算する規定を設けたものです。

27 ページをお願いいたします。4の条例の施行等ですが、公布の日から6月を超えない範囲で、規則で定める日から施行するものいたします。説明につきましては以上となります。

○**委員長** では、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**百瀬友彦委員** 宿泊費についてですけれども、単純に3,000円、6,000円と値上がっていますが、ただ単純に値段を上げるとなると、既存のお客様も離れていってしまうのではないかと思います。何かプラスアルファのサービスですとか、そういったものは検討されていますでしょうか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**社会教育スポーツ課長** 料金につきましては、若干説明をさせていただきましたが、通常、市の使用料、手数料の見直しのときに用います基準算出シートを用いまして、かかった費用から利用者で割りまして、その基準が3,000円という形になったものですから、その料金に見直しをお願いするものです。宿泊内容、日帰り内容につきましては、現行、市が直営で行っていた内容と特段変更になるものではありませんので、単純な値上がりと取られる部分もあります。ただ、近隣の公共施設、公共が運営しております宿泊施設の料金等も参考にする中で、現行料金よりかなり値上がりとはなりますが、まだまだ安価で泊まれる施設と考えておりますので、これまで以上にPRをする中で、利用者減にならないような努力を、指定管理者制度を導入されましたら、民間事業者と共に取り組んでまいりたいと考えております。

○**百瀬友彦委員** ありがとうございます。単純に指定管理者に全部丸投げということではなくて、自分たちの思いですとか、やりたいことなども含めて指定管理者と話し合っ、て、よりよい施設にしていだければと思います。

○**委員長** ほかにありますか。

○**平間正治委員** 利用者数から見て、この料金を割り出したというお話なのですが、コロナで大分減ったと思うのです、ここ三、四年。その数字を用いてやれば上がることは当然の話なのですが、直近の数字で、延べの利用回数と利用者数と利用料収入が分かたら教えていただけますか。

○**社会教育スポーツ課長** 直近の利用状況ですが、今年度につきましては、宿泊が93名、日帰りが159名で、トータル252名でした。その前につきましては、コロナ禍で閉館しておりましたので、今回、料金の算出に用いました平成29年度から令和元年度までの利用状況といたしましては、宿泊が平均で1,450人程度、日帰りが470人程度でした。利用料金の収入につきましては、これまで安価な料金であったことと、減免も多く導入していたことから、この平成29年度から令和元年度の中でも50万円から70万円程度の料金収入でした。

○**平間正治委員** では、コロナの最中は閉館していたと、全く使っていないということですか。分かりました。

これまで利用者として、学生とか小中学生とか社会人とか、どのくらいの割合になっているのでしょうか。ざっくりで結構です。

○**社会教育スポーツ課長** コロナ禍前の利用状況で御説明させていただきたいと思います。市内のスポーツ少年団等の子どもたちの利用もありましたが、主な利用としましては、市外の大人の方の旅行であるとか、様々な合宿の中継地としての利用が半数以上ありました。

○**平間正治委員** 指定管理にするのですが、その指定管理する指定先はこれから決まるということですか。

○社会教育スポーツ課長 条例をお認めいただきましたら、早い段階で指定管理者の選考を、公募をかけて行いたいと考えております。また、指定の議決もお願いすることになりますので、順調に行けば、3月議会で指定管理者の指定議決のお願いをできればと考えておりますが、いずれにしましても、新年度の早い段階から運営が開始できるよう努力してまいりたいと考えております。

○平間正治委員 これからということなのですが、業態としては宿泊業というか旅館業みたいな形になってくるので、選ぶ業者もそういった関係の業者に必然的になってくるのかなという気もしますが、そういうことなのでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 現在の想定ですが、宿泊業を営んでいる方でないとノウハウがないのは承知しておりますので、そういった方を条件として公募をかけたいと考えております。

○平間正治委員 実はこれは、私が教育委員会にいたときに自分で担当して取り組んだ事業なので、少し思い入れがあるのです。その当時は、中1ギャップと言いますか、中学に入って新しいクラスづくりに宿泊行事とか、そういうことをやると非常に役立つということで取り入れてきたものなのですが、外から見ていて、PRが少ないのかなという部分も感じるので。せっかくいいところであって、いい施設でもあるので、PRされているとは思いますが、もう少ししっかりとPRをしていただいて、利用が増えるように御尽力いただきたいと思えます。これは要望にしておきます。

○委員長 ほかにありますか。

○篠原敏宏委員 第5条、第6条が、規則から条例に変わったという御説明ですが、条例で規定しないといけない事項というのは限られるというか、段階として、おのずから規則と違いがあると。それが規則から、休館日と利用時間が条例に移ったという背景は、例えば元の自治法の施行令だとか、そういうものが変わったとか、そういう事情があるのですか。

○社会教育スポーツ課長 今回、規則から条例に移した根拠といたしましては、上位法の関係ではありませんので、指定管理者に運営させる他の市の条例が、休館日であるとか利用時間がうたわれていたものですから、丈ぞろいをさせていただいた関係となっておりますのでお願いいたします。

○篠原敏宏委員 本市の例えば公の施設の個々の管理条例は、ほかのものはみんなそういうふうになっているという理解でよろしいですか。

○社会教育スポーツ課長 指定管理者制度で運営する施設に関しましては、こういったつくりになっております。

○篠原敏宏委員 この塩尻市塩嶺体験学習の家条例が変われば、指定管理の決めの条例は全て、こういった条例が入って、これで整備されたということよろしいですか。

○社会教育スポーツ課長 前段、言葉足らずで申し訳ありませんでした。基本的に、今回、指定管理者に運営させるという体制をお願いするに当たりまして、他の条例が、休館日、時間を規定しているということで丈ぞろいをさせていただいたのですが、全てかどうかは、私は確認をしておりませんので、訂正をさせていただきたいと思えます。基本的には、条例を改正する際に、ほかの条例と条文が一致するように、順次、そろえさせていただいているものと承知しております。

○篠原敏宏委員 この施設の担当課としてはそういうことでいいと思いますが、全市の管理の観点からすると、これは一度、丈ぞろいをさせていただきたいと思えます。それがいいのかも含めて、ぜひ検討していただき

たい。これは要望にさせていただきます。

○委員長 ほかにありますか。

○小口直実委員 32 ページですけれども、今までだと高校生が市内使用者で 510 円というところに入っていたのですが、今度は、新しくなるのは高校生が抜けています。その理由を教えてください。

○社会教育スポーツ課長 現状の利用形態を細かく、子どもの利用状況を確認させていただきましたところ、ほぼ小学生の利用でした。今回、高校生を大人と同じ、上記以外の者とさせていただいた部分につきましては、そういった利用形態から、大人と同一料金とさせていただいたものですが、主に小中学生に、義務教育課程中に有効に活用していただきたいという趣旨もありましたので、こういった改正にさせていただいております。

○小口直実委員 私、少しの間、高校の教員もやったことがあるのですけれども、そのときに学習合宿ということで、よく高校生をいろいろなところで泊まらせて勉強会をやったこともあるのです。学習会としては利用できない場所ですか。

○社会教育スポーツ課長 施設の構成といたしまして、宿泊棟は、それぞれ 2 人部屋、4 人部屋の部屋があるものと、食堂として、50 人程度の研修室としても活用できる大きな部屋はありますが、基本的には食堂に位置づけられておりますので、ここをそういった学習の場で利用することも可能です。

○小口直実委員 もし、そういうふうに 50 人入れるという場所があれば、1 つの高校の 1 学年が入るといふわけにはいかないですけれども、高校で有志を集めて合宿やりたいとか、学習合宿をやりたいということがあれば、ここも一つの場所の選択肢にもなるのかと、私は考えたものですから質問をさせていただいたのです。市で、そういうふうに高校生は大人区分に入れてしまうということだったら、それでいいかと思っておりますので、質問に答えていただきありがとうございます。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議題に対する討論を行います。ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 3 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 3 号塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第 6 号 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

○委員長 続きまして、議案第 6 号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○福祉課長 それでは、議案第 6 号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についてを御説明いたします。議案関係資料の 36 ページを御覧ください。

このセンターにつきましては、塩尻市ふれあいセンター東部になります。この施設につきましては、地域福祉の拠点として設置している施設となります。平成31年4月1日に開設した施設ですが、今年度末、5年間の指定管理期間が満了を迎えます。ふれあいセンター東部につきましては、日頃から地域福祉を推進している社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会の専門性や活動経験が目的達成に効果的に活用でき、ふれあいセンター洗馬やふれあいセンター広丘の管理運営の実績、モニタリング評価において適正に行われていることから、今回の指定管理の選定につきましては非公募といたしました。

また、ふれあいセンター東部の職員配置の中で、社会福祉を担うCSW、コミュニティソーシャルワーカー、来年度から地域福祉推進員という名前を変えてやりたいと思うのですが、そちらについては、本市の地域福祉を推進していく中でより活動の強化を図るため、指定管理とは別に委託する予定であります。

なお、8月25日に選定審査評価委員会を開催し、プレゼンテーション、委員による審査及び評価を得て、候補者の決定を受けたものです。

提案理由につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2番の概要につきましては、指定管理者に、次の者を指定するものですということで、塩尻市ふれあいセンター東部、指定の相手方につきましては、塩尻市社会福祉法人塩尻市社会福祉協議会、会長伊藤高良氏ということで、指定の期間につきましては、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。私からの説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。では、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

○平間正治委員 自由討論が話題になっていますので、あえてここでやらせていただきます。要望的なものにもなるのですが、指定管理者制度の運用について、何年前から始まったか正確に覚えていないのですが、本来の趣旨というのは、行政がやるべきことで民間にとって代われるものがあれば、それは単独の責任を持ってやってもらう。そこに張りついていた職員は引き上げて、公務員としてのきちんとした仕事をやってもらうというのが当初の趣旨で、これができないと、早晩、この制度は息詰まるというのは当初から言われていたのです。

そうしてみると、外部委託がきちりできるもの、指定管理がきちりできるものもあれば、端的にアウトソーシング、委託のものでいいものもあるし、直営でいいものもあるのです、中身。そうしたものが一連の流れの中で、結構指定管理のほうへ流れていくという部分があるので、もう一回、行政でやっている指定管理委託というものをしっかり見直していただいて、適正な管理ができるような方向を。これはここの所管というより、副市長に要望も含めて、きちんと効率的な運営というものをもう一回見直したほうがいいのかないかなということをお願いしたいと思います。

○委員長 自由討論としてほかに御意見ありますか。よろしいですか。

では、次に議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので採決を行います。議案第6号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第6号塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定についてにつきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第7号 塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○委員長 続きまして、議案第7号塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。説明を求めます。

○社会教育スポーツ課長 それでは、議案関係資料 37 ページ、議案第7号塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてです。

提案の理由ですが、この施設の指定管理者を指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

2番の概要ですが、施設の名称、所在地は記載のとおりです。指定の相手方は吉田地区となりまして、こちらの施設は平成26年から設置をさせていただきまして、今年度までの10年間、同じく吉田地区に指定管理者をお願いしておりました。本年8月に指定管理者審査会で、非公募によりまして吉田地区の提案を受けまして決定をいただいたものです。指定の期間につきましては、令和6年4月1日から11年3月31日までの5年間とさせていただきます。説明につきましては以上です。

○委員長 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○篠原敏宏委員 この相手方、吉田地区という名前で会長が村田善彦さん。この方は今までもこの会長をやっておられて、引き続きという形になるのですか。

○社会教育スポーツ課長 こちらの吉田地区は、一区から五区まで吉田に区があります。その総称体の吉田地区として認可地縁団体になっているもので、区長会長が歴代会長として地縁団体の長を務めさせていただいております。

○篠原敏宏委員 その場合、区の中の役員が変更になったときには、この議決との関係はいじらなくてよくて、そのまま次の方がなるということでしょうか。

○社会教育スポーツ課長 会長が代わられた場合につきましては、当然、認可地縁団体の台帳のほうは更新をされていきますが、議決につきましては吉田地区の代表として議決をいただきますので、村田様から新たな区長会長に代わった場合につきましては、委任の継承の扱いで、議決には影響がないものと考えております。

○委員長 ほかにありますか。よろしいですか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第7号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第7号塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定についてにつきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第18号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 続きまして、議案第18号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○市民課長 追加議案でお願いした分です。よろしくお願ひいたします。議案（追加）関係資料でお願いいたします。議案第18号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例です。

1の提案理由ですが、戸籍法の一部を改正する法律が令和6年3月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要につきまして3点あります。このところを説明してまいります。（1）本籍地が本市以外である者の戸籍証明書等の交付を行うものということで、今まで戸籍は、皆さんも御存じのとおり、本籍地でしか取れないものでしたが、来年の3月1日から広域交付ということで、どこの自治体においても、どこの戸籍も取れるということがスタートするものです。

（2）戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行を行うものということです。これはマイナンバーの番号とは違ひまして、戸籍にも新たに番号を振ることによりまして、今まで戸籍の紙で書類を持っていったものを、符号をそれぞれにさせていただいて、その番号を必要などころにお持ちいただきまして、その手続をするために戸籍に識別の符号を行うものとなるものです。

（3）戸籍に係る届書等情報の内容の閲覧及び証明書の交付を行うものということで、先ほどの広域交付ができるということになりますので、その受理証明及び閲覧において、例えば松本市で出された戸籍についても、内容について塩尻市で閲覧ができるということを追加するものとなります。

3の条例の新旧対照表ですが、改正内容につきましては、12月定例議案のほうで御説明をさせていただきたいと思ひますのでお願いいたします。今回、全体的に国の政令に合わせて順番も並べ替えておりますことから、全て改正のような形になって見えますので、よろしくお願ひいたします。

議案の2ページ、下段の左から2列目の上段です。先ほどの（1）で言った広域交付につきましては、第120条の2第1項ということで、上段のところはこの言葉が追加になったものでして、戸籍につきましては戸籍の証明書と除籍の証明書というものがあります。3ページの2列目の下段の下のほうに、第120条の2第1項もしくは第126条の規定による除籍証明書の交付という形で2つのことが、この（1）で追加となるものです。

次に、（2）の符号のことにつきましては、2ページの2列目3段目ですが、ここにつきまして戸籍法第120条の3第2項の規定により、戸籍の電子証明の提供用識別符号の発行を行うということで、新規の追加となります。また、このことにつきましては先ほどの戸籍と除籍がある関係で、4ページの2列目の真ん中の列、大きな列の真ん中辺のところを除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合という形で2つがそれぞれ入ってくるものです。

概要で説明しました（3）の閲覧及び証明につきましては、5ページ、左から2列目の上段、第120条の6第

1 項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付というのが1つ、それと最後の段になりますが、第120条の6第1項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供するという形で条例の改正をしておりますので、よろしく願いいたします。

条例の施行等につきましては、令和6年3月1日から施行するものです。私からの説明は以上です。

○**委員長** 質疑を行います。委員の皆さんから質問はありませんか。

○**小松勝子委員** こういったものは、コンビニでも同じように交付されるということでしょうか。

○**市民課長** この広域交付につきましては、コンビニでの対応はできない形になりますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**小松勝子委員** ありがとうございます。今後、相続の手続が義務化になってくるのですけれども、相続で生まれてから亡くなるまでの戸籍証明などが必要になりますし、相続人の関係で、全国にいろいろなところを取らなければいけないものもあるかと思うのですけれども、そういったものも窓口で、一括でできるということでしょうか。

○**市民課長** 原則的にそういう形になると思うのですけれども、明らかに戸籍の量が多い方、確認が確実に行われなければならないことから、市の窓口としても、すぐに出せる方と、もしかすると確認にかなり時間を要する方がいらっしゃるかと思います。法律的に、現在の戸籍は後で郵送してもいいということになっているのですが、この広域交付で、ほかの自治体のものは郵送してはいけないということになっておりますので、そこら辺も踏まえて、今後3月1日までに、どのような形で事務の取扱いをしていくかということなのです。ただ、委員の質問に答えるならば、自分の出生から死亡に関わるものは出るということになります。

○**委員長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第18号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第18号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

議案第19号 塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○**委員長** 続きまして、議案第19号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**市民課長** 続きまして、追加議案、議案第19号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をお願いいたします。議案関係資料で御説明します。8ページをお願いいたします。

1の提案理由ですが、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の公布により一部改正される地方税法が令和6年1月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものです。

2番の概要につきましては、出産予定または出産した被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税を減額するものです。

それでは、3番の条例の新旧対照表で御説明をいたします。9ページをお願いいたします。国民健康保険税の減額につきましては第26条に規定をしておりますが、産前産後期間の保険税の減額について、第3項及び第27条の3の規定を加える改正をするものです。

初めに、国民健康保険税の仕組みについて少し触れさせていただきますが、国民健康保険税は、基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護保険分の3つに区分され、それぞれ加入者の前年所得による所得割額、加入者数による均等割額、世帯単位の世帯割額により算定することとなっております。

第3項の本文は、出産予定または出産した被保険者の所得割額と均等割額について減額するものについて規定をしているものです。中の(1)から(6)につきまして、9、10ページにわたりますが、第1号、第2号は基礎課税分に係る所得割額と均等割額を、第3号、第4号は後期高齢者支援金等分に係る所得割額と均等割額を、第5号、第6号は介護保険分に係る所得割額と均等割額を減額する規定です。

1人の子の出産、単児出産の場合は、出産予定日または出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間を減額、双子以上の多児出産の場合は、出産予定日または出産日の属する月の前々月から翌々月までの6か月間を月割りにより減額する規定となっております。

第27条の3は届出について規定するものです。

議案関係資料8ページ、条例の施行日は令和6年の1月1日からとなります。

余分ですが、最後に減免期間の具体例について簡単に御説明いたしますと、例えば1月に出産予定または出産した場合ですと、1人の場合は、出産に属する月の前月である12月から翌々月である3月までの4か月間が減免期間となります。多児出産の場合は3か月前からとなりますので、10月から3月までの6か月間が減免期間となりますが、いずれの場合も法の施行が令和6年1月1日からとなりますので、施行後の1月から3月までの3か月間が減免となります。実際に全て減免になる方は、1人の子の出産の方は2月生まれからの方、多児出産の場合は4月からの方が、この期間全ての減免の対象となるということで御理解いただければと思います。私からの説明は以上です。

○**委員長** ありがとうございます。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**小松勝子委員** 出産ということでお話ですけれども、出産までたどり着かなくても、途中で死産とか流産という場合があるのですが、そういったことに関しては、こういうことは通用するものなのでしょうか。

○**国民年金係長** 今の御質問ですが、妊娠85日以上ということで対象になりますので、死産等も対象になってまいります。

○**委員長** ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第 19 号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第 19 号塩尻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきまして審査を終了といたします。なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、最後に理事者から挨拶があればお願いいたします。

理事者挨拶

○副市長 御提案申し上げておりました議案につきまして御審査を賜り、全ての議案に対しまして原案のとおりお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

○委員長 ありがとうございました。以上をもちまして、12 月定例会社会文教常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前 10 時 42 分 閉会

令和 5 年 12 月 15 日（金）

委員会条例第 29 条の規定に基づき、次のとおり署名する。

社会文教常任委員会委員長 樋口 千代子 印